|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **別紙2－2**　**貯蔵設備技術基準表　バルク容器** | 添付書類及び留意事項 | ×　市使用欄 |
| バルク容器　共通技術基準 | 規則19条1号イ~ト | 附属機器 | □バルブ認定書□プロテクター保護 | 認定書の写し |  |
| 規則19条1号チ | 警戒標 | □液化石油ガス又はLPガス□火気厳禁 | 左欄の事項を確認できる写真又は図面 |  |
| 規則19条1号リ | 緊急連絡先 | □別紙のとおり表示する |  |
| 規則19条1号ル | 転落、転倒防止 | □スカートまたはサドルで基礎に設置する |  |
| 規則19条1号ヲ | 基礎 | 基礎の材質：地盤面からの高さ：　　　　　cm  |  |
| 規則19条1号ワ | 自動車等車輌が接触しない措置 | 措置の方法： |  |
| 規則19条1号カ | 安全弁 | □安全弁に放出管を設置 |  |
| 規則19条5号 | プロテクター内にガス漏れ検知器設置 | □有（常時監視システム接続）□無無の場合の措置： | 有：プロテクター内部の写真無：※措置の内容を示すこと |  |
| （1）貯蔵能力1,000 kg未満の技術基準 | 規則19条1号ヨ | 2 m以内にある火気をさえぎる措置 | □2 m以内に火気無し□2 m以内に火気有り火気をさえぎる措置： | 容器設置場所周辺図収納庫内設置の場合は、収納庫の構造図※措置の詳細を示すこと |  |
| 屋外設置 | □屋外　　　　　□既製品収納庫□その他（　　　　　　　　　　） |
| 規則19条1号タ | 容器を40℃以下に保つ措置 | □屋根□その他（　　　　　　　　　　） |  |
| （2）貯蔵能力1,000 kg以上3,000 kg未満の技術基準 | 規則19条2号イ | 保安物件までの距離 | 第一種保安物件　　　　　m  | 容器設置場所周辺図※措置の詳細を示すこと |  |
| 保安物件の種類：学校・病院・その他（　　　　　　　　　　） |
| 第二種保安物件　　　　　m  |
| 保安距離が確保できない場合の措置： |
| 規則19条2号ロ | 火気取扱施設との距離 | □5 m以内に火気取扱施設無し□5 m以内に火気取扱施設有り流動防止措置： | ※措置の詳細を示すこと |  |
| 規則19条2号ハ | 屋根又は遮へい板の設置 | □既製品収納庫□その他（　　　　　　　　　　　） | 左欄の事項を確認できる写真又は図面 |  |
| 規則19条2号ニ | 消火設備 | 消火器の能力　A－(　　)B－(　　)消火器の個数　　　　　個  |  |

（備考）1　×印の項は記載しないこと。　2　表中の「□」には該当する項目にレ点で記入すること。

3　共通技術基準及び、貯蔵能力に応じて（1）、（2）のどちらか一方を記載すること。